

# 覚 書

土地改良区の地区内の農地転用（別記土地明細書）に伴い、地区除外および権利義務の決済については、土地改良区地区除外等処理規程例（昭和44. 10. 1644 農地 B3. 162 号農林省通達）および呉羽射水山ろく用水土地改良区地区除外等処理規程第 3 条の申し入れについては呉羽射水山ろく用水土地改良区理事長山崎 修以下（甲という。）と転用組合員（転用関係者）以下「乙という。」は農地転用に伴う措置につき協議が整ったので、下記の通り覚書を取り交わし相互了解するものとする。

## 記

- (1) 土地改良施設の利用を害さないよう乙において責任をもって工事を施行すること。
- (2) 転用組合員(転用関係者)の責に帰すべき土地改良施設のき損した場合は速やかに復旧を行うと共に土地改良区の検査を受けること。
- (3) 水路へ汚濁物の流入を防止すること。
- (4) 土地改良事業施行の場合、測量、工事にあたり良心的に事業の促進に協力すること。
- (5) 事業施行に伴う施設の用地については買収に応じ売渡代金は県(又は甲)の示す価格で協力すること。
- (6) 土地改良施設(又は施行の計画を含む)の周辺に建築物構造物（電柱および附帯施設を含む）の設置の場合に、乙は計画等を示し県（又は甲）の指示に従うこと。
- (7) その他、土地改良事業に支障を生ずると認められることが発生した場合は相互協力して土地改良事業の遂行に努めること。
- (8) この覚書に記載してある土地を都合により第三者に転売した場合、上記（7）項目の条件を乙は責任をもって継承すること。

令和 年 月 日

甲 理 事 長 富山市西押川 1571 番地 2  
呉羽射水山ろく用水土地改良区  
山 崎 修 ⑩

乙 転用組合員 ⑩

住 所

全 転用関係者 ⑩

住 所

別 記

土地の表示

大 字	字	地 番	地 目	面 積 $m^2$	備 考